

議案等質疑とは、議案等について、提出者（執行部）に不明点や疑問点を聞き、説明や所見を求めるものです。



## 「条」 佐賀市立公民館条例

## 「当」 公民館の多様な活用促進事業

### 使用基準や使用料の判断が難しいとの不安の声への対応は

**概要** 市内の校区公民館の幅広い世代や用途での活用を促進し、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割を強化するため、公民館の多様な活用の実証実験や利用しやすい環境整備等を行う。

**Q** ①公民館のあり方検討委員会による提言から議案を提出するまでの間の経過は②これまでの佐賀市公民館条例から名称を変えた理由は③施設の位置づけを改める理由は。

**A** ①提言内容を検討していく手段として、さまざまな実証実験に取り組んだ。また全公民館長が出席する会議で検討の進捗状況を説明して意見を聴取し、さらにワーキンググループで公民館長・職員の意見も反映しながら新たな基準等の検討を重ねてきた。これらの検討結果を踏まえて方針を固め、議案を提出するに至った②自治公民館との混同を避けて、本条例の対象が市立公民館であることを明確にするため③地域課題の解決に関わる人を増やすために公民館の利用制限を緩和し、民間事業者の営利活動を認めることで多様な利活用を進めて、これまで利用が少なかった若い世代や企業等の新たな利用を増やしたい。社会教

育法に基づく公民館では特定の団体や個人のみが利益を得る利用が禁止されているため、地方自治法に基づく公の施設として位置付けを改める。

**Q** 公民館長から使用基準や使用料の判断が難しいとの不安の声が聞かれたが、どのような対応を考えているのか。

**A** 使用基準、使用料については、現在、公民館職員で構成されるワーキンググループにおいてフローチャートやマニュアル案を作成中であり、作成された案について全公民館から意見を聴取し、マニュアルを完成させる予定である。

**Q** 検討委員会で提言をまとめるにあたっては、公民館職員や利用団体の構成員等とも意見交換をすべきだったのではないかと。これまでの対応と今後の予定は。

**A** 検討委員会の終了後に全公民館長と面談をしたが、現在、不安の声があることを鑑みると、もう少し丁寧な説明が必要だったと思う。条例が可決されれば、施行日までの間に利用団体にも説明する機会を設けて、意見を拾い上げ対応していくとともに、公民館長の理解も求めている。

## 「当」 プラスチックごみ分別リサイクル事業

### 使用済みプラスチック回収の拠点を増やすことの検討は

**概要** プラスチック「資源」のリサイクルを推進するため、家庭の使用済みプラスチックの回収を校区公民館とエコプラザで実施する。

**Q** 指定袋によるステーション収集ではなく、拠点回収を採用した理由は。

**A** ステーション収集は「異物混入への懸念」「中間処理施設の確保」「プラスチック製品を取り巻く社会情勢の変化等への対応」の3点で課題があると判断し、小規模から事業を開始でき、柔軟な運営が可能な拠点回収を採用することとした。令和5年度、令和6年度に実施したモデル実証事業で得た知見をもとに、市内全校区で実施したい。

**Q** モデル実証事業において課題はなかったのか。

**A** 課題として①異物混入を防ぐための市民への周知②効率的な収集ルート③の検討、収集頻度を決定するなどの収集運搬体制の確保③圧縮・保管等を行う中間処理業者の確保がある。

**Q** 高齢者など、自宅が校区公民館から遠く、持っていくことができない人もいる。自治公民館やスーパーなど、もう少し身近なところにも回収拠点を増やすことは検討しなかったのか。

**A** 市民の利便性を考慮すると拠点は多いほうが望ましいが、拠点回収を行ううえで、異物混入を少なくすることを重要視したい。自治公民館は常駐する人がなく、スーパーは現在行っているトレー回収でも異物混入に苦慮されている。校区公民館等で拠点回収することで、地域住民が集うきっかけになればと考える。まずは校区公民館を中心に市内全域で実施することとし、市民の利便性と費用対効果のバランスを引き続き研究したい。



校区公民館での使用済みプラスチック拠点回収のモデル実証の様子

「条」は「条例」、 「当」は「令和7年度当初予算」です。